

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第112号 平成30年度 岩国市 一般会計 補正予算（第3号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第113号 平成30年度 岩国市 後期高齢者医療 特別会計補正予算（第2号）

議案第114号 平成30年度 岩国市 国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

議案第115号 平成30年度 岩国市 介護保険 特別会計補正予算（第2号）

議案第137号 岩国市 公民館条例の一部を改正する条例

以上4議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第112号 平成30年度 岩国市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、教育費の、小学校費及び中学校費の、学校施設整備費に関し、委員中から、「大阪府北部地震で、小学校のブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡する痛ましい事故が発生した。

この事故を受け、本市としてはどのような対応をとったのか」との質疑があり、当局から、「当該地震が発生した翌日の6月19日に、市内全ての小・中学校及び幼稚園に対し、現況の報告を求めるとともに、建築技師により、各種調査項目に基づいた現地調査も実施している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「ブロック塀については、その高さや鉄筋の配筋などの基準が、建築基準法施行令に定められているが、本市の学校施設等のブロック塀は、その基準に適合しているのか」との質疑があり、当局から、「市内の学校施設等におけるブロック塀については、御指摘の基準にのっとって設置され、当該基準を満たしていることを確認した上で完了検査等を終えているものと認識しており、安全性において問題はないものと考えている」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 平成30年度 岩国市介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査におきまして、委員中から、「近年の要支援者数の推移はどのようになっているのか。また、要支援者の方が、要介護認定の更新において、要支援に該当しないと認定された場合、これまで利用していた介護予防サービ

スはもう利用できないと諦めてしまうという事例もあると聞いているが、市としてどのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局から、「要支援者数については、平成27年度は2,284人、平成28年度は2,014人、平成29年度は2,095人と推移している。また、制度上、要支援に該当しない場合であっても、一定の基準を満たせば、要支援と同様のサービスの一部を利用することが可能であることから、個別の状況等をチェックリストを用いて確認し、その基準を満たす方には、利用が可能となるサービスを案内している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「基準はもちろん重要であるが、それぞれが厳しい事情を抱えて、相談等もされていると考えられることから、一人一人にできるだけ寄り添った対応と支援をお願いしたい」との意見がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。